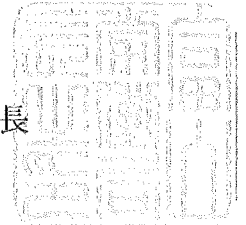


富労発基 1110 第 3 号
平成 28 年 11 月 10 日

各労働災害防止団体の長 殿

富山労働局長



冬期における労働災害の防止について

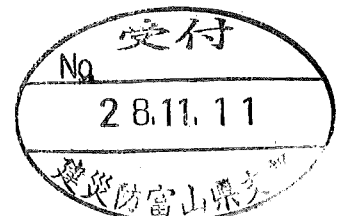
晩秋の候、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、労働行政の推進につきまして御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、富山県においては、冬期（12 月から翌年 2 月までの 3 ヶ月間をいう。以下同じ。）には降積雪や凍結に起因する労働災害が多く発生し、さらに、本年 1 月、2 月の休業 4 日以上の労働災害は大幅に増加し対前年比 22 人 12.9% 増の 122 人となっています。

これらのことから、富山労働局においては、今年度も「冬期における労働災害の防止対策要綱」（以下「対策要綱」という。）を別添のとおり策定し、その期間中の労働災害防止対策を周知・徹底することとしたところです。

つきましては、今後、冬期を迎え、降積雪や凍結が起因する労働災害の増加が懸念されることから、貴団体におかれては、「対策要綱」に留意いただき、冬期の労働災害の防止対策の徹底について傘下会員に対して周知いただくようよろしくお願い申し上げます。



平成 28 年度冬期における労働災害防止対策要綱

平成 28 年 11 月 10 日

富 山 労 働 局

1 目 的

富山県内においては、冬期（12 月から翌年 2 月までの 3 ヶ月間をいう。以下同じ。）に気温が氷点下になり、降積雪があるなど地域特有の労働災害のリスクが高まる状況にある。

冬期における労働災害の発生件数は、その年の気温や積雪量により増減するが、平成 25 年から平成 27 年の冬期における休業 4 日以上労働災害（以下「死傷者数」という。）は、平均して約 300 人となっており多発する傾向にある。

平成 28 年においては、1 月から 2 月にかけての死傷者数は 192 人で、前年同期の 170 人に比べて 22 人 12.9%増加している。

これらのことから、今年度においても冬期における労働災害防止の重点事項を定め、積極的に労働災害防止対策を展開することとする。

また、転倒災害については、年間死傷者数の 23.9%（平成 27 年）を占めるとともに、冬期に多く発生していることから、本期間に併せてその防止対策を周知・徹底することとする。

2 取組期間

平成 28 年 12 月 1 日から平成 29 年 2 月 28 日までの 90 日間とする。

3 実施者

全業種の事業者

4 重点事項

- ア 路面・作業床・積雪による転倒災害防止
- イ 車等のスリップによる交通事故防止
- ウ 屋根除雪作業中の墜落・転落災害防止
- エ 除雪車・除雪機によるはさまれ・巻き込まれ災害防止

（なお、年間を通じた転倒災害防止対策の重点事項は以下のとおり）

- ア 作業床及び通路上の障害物や濡れなどの危険要因の排除
- イ 4S 活動（整理・整頓・清潔・清掃）の確実な実施
- ウ 作業に適した滑りにくい履物の使用

5 実施事項（局・署の実施事項）

- ① 労働災害防止団体との連携
- ② 集団指導時の指導
- ③ 監督指導・個別指導時の指導
- ④ リーフレット、ポスターを作成しての広報・配布
- ⑤ ホームページを活用しての広報